＊ 任意継続保険加入のご案内 ＊

ベネッセグループ健康保険組合
〒700-0807 岡山市北区南方 3-7-17
TEL：(086)232-0102
https://www.benesse-kp.or.jp

わが国では、国民のすべてが健康保険に加入するという国民皆保険制度をとっています。

退職すると自動的にベネッセグループ健康保険組合の被保険者資格を失うことになりますので、以下の３つの健康保険のいずれかに加入することになります（ただし、退職日の翌日から就職により新しい健康保険組合に加入できる方は除きます)。

① 国民健康保険へ加入する

加入手続きの窓口は、居住地の市(区)町村国保担当課となります。保険料等詳しくはそちらへお尋ねください。

② 他の健康保険の被扶養者になる

家族が他の健康保険の被保険者となっており、その家族の収入により生計が維持されるような場合には、その家族の被扶養者になれる場合があります。ただし、その家族が加入する健康保険の被扶養者認定基準を満たす必要がありますので、詳しくはその家族の加入する健康保険へお尋ねください。

③ ベネッセグループ健康保険組合の任意継続被保険者となる

被保険者の期間が連続して 2 ヵ月以上ある方で、以下に示す任意継続保険制度の仕組みと決まりを理解･納得された上で任意継続を希望される場合は、申請により引き続き当健保組合の被保険者となれます。

1	加入できる期間

加入できる期間は最長 2 年間ですが、**保険料を滞納された場合は期間の途中でも、健康保険法に基づき資格喪失の手続きを取らせていただきます。**

2	申し込み方法

「任意継続被保険者資格取得申請書兼被扶養者申請書」を各会社・団体へ提出してください。申請書は、**退職日の翌日から 20 日以内に当健保組合へ必着**となっております。各事業所から当健保組合へ申請書を送付するのに数日かかりますので、早めの申請をお勧めします（**健康保険法に基づき退職日の翌日から 20 日を過ぎた申請はお受けできません)。**

※ 任意継続開始時からご家族を被扶養者とする場合は、改めて申請と審査が必要です。**必ず「健康保険被扶養者届」の欄へご記入いただき、継続扶養の場合は申請書裏面に掲載している必要添付書類を、新規扶養の場合は必要添付書類に加え「扶養申請書」を添付ください。「扶養申請書」は健保組合ホームページの「届け出・申請書一覧」から出力可能です。**

※ **任意継続開始以降に新たに扶養家族が増える場合は、被扶養者異動届等の書類の提出が必要になりますので、健保組合に直接ご連絡ください。**

3	保険料額

任意継続の保険料は、ご退職時の標準報酬月額か、前年度 9 月末時点の当健保組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額のいずれか低い額に当健保組合の保険料率を掛けて算出します。健康保険料・介護保険料ともに、事業主負担分も含めて**全額自己負担**です（ただし、介護保険料は 40 歳～64 歳の被保険者の方及び 40 歳～64 歳の被扶養者のいる方から徴収します)。

※ **保険料率・標準報酬月額上限額はそれぞれ年度ごとに見直しますので、保険料額が毎年同じとは限りません。**

※ **保険料額については「任意継続 保険料額表」をご覧ください。「任意継続 保険料額表」は健保組合ホームページの「届け出・申請書一覧」から出力可能です。**

4　保険料の支払方法

在職中は保険料を給与天引きで納めていただいておりましたが、任意継続の保険料は当健保組合からお送りする**「領収済通知書」を使って納付期限内に銀行窓口でお振り込みをお願いします**(国民健康保険のような口座振替やｺﾝﾋﾞﾆ/郵便局での振込、ATM/ｵﾝﾗｲﾝ送金はできません。また、当健保組合の取引銀行である中国銀行宛に保険料を振り込んでいただくことになるため、**保険料に加えて振込手数料が 324 円前後～900 円前後と高額になることをご承知おきください**)。なお、銀行の領収印の入った領収済通知書の控えは確定申告の際にお使いいただけますので大切に保管してください。

保険料の支払方法は**月払い**と**前納**があり、資格取得時に選択していただきます。

＊前納を選択されますと保険料が割引となる特典があります。

任意継続制度は「再就職して被保険者資格を再取得するまでの橋渡し的役割」を担うために設けられています。これを受けて任意継続の資格喪失事由は健康保険法で以下の 7 つとなっています。

～健康保険法で定められている任意継続保険資格喪失事由～

1）任意継続被保険者該当期間が満了したとき
2）被保険者が死亡したとき
3）**保険料を納付期限までに納めないとき**
4）就職により健康保険の強制または任意包括の被保険者となったとき
5）船員保険の被保険者となったとき
6）後期高齢医療等の被保険者となったとき
7）脱退を希望するとき
（申出が健保組合に受理された日の属する月の翌月 1 日付喪失）

前納期間中に 2)、4)、5)、7)の事由により任意継続をやめられる場合は、未経過期間にかかる保険料をご返金します。

5　任意継続の注意点

納付期限内に保険料のご入金が確認できない場合（納付期限後に保険料を入金された場合も）健康保険法に基づき、資格喪失の手続きを取らせていただきます（納付期限後に入金された保険料は後日返金させていただきます）。当健保組合より「資格喪失証明書」をお送りしますので届きましたら国民健康保険など新しい健康保険の加入手続きをお取りください。また、資格喪失日以降は任意継続の資格確認書は使用不可となり、万が一使用された場合は当健保組合負担分を請求させていただきます。

6　手続きの流れ

＜ご退職時＞任意継続を希望される場合
①下記をお持ちの方は要返却
・被保険者証
・資格確認書
②任意継続被保険者資格取得申請書兼被扶養者申請書
③扶養申請書（新規にご家族を扶養される場合のみ）
④各種証明書類(ご家族を扶養される場合のみ)

→ 各事業所の人事・総務

退職日の翌日から20日以内に健保組合必着

→ ﾍﾞﾈｯｾｸﾞﾙｰﾌﾟ健康保険組合
以下の①～③を作成
① 任意継続制度説明文書
② 領収済通知書
③ 資格喪失申出書(ご就職等で任意継続をやめられる際に健保組合へ提出していただく書類)

※ 健保組合からの書類は特定記録でお送りいたします。お送りした書類をお受け取りいただけない場合は、任意継続をされる意思がなくなったものと判断し、任意継続の取消処理を行います。

一週間前後で特定記録にてお届け

→ ご自宅

→ 保険料納付確認後に資格有効となります。

※任意継続保険の資格は初回保険料の納付確認から 5 営業日以内に有効となります。
※資格確認書が必要な場合も、初回保険料の納付確認後の発送となります。